

令和8年度募集

潮見坂平和公園合葬式墓地のご案内

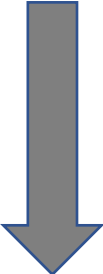


受付期間


令和8年4月23日（木） ～ 令和9年3月31日（水）

■ 申込みから納骨までの手順


申込みの受付

- 
- 1 受付期間 令和8年4月23日(木)～令和9年3月31日(水)
 - 2 受付場所 潮見坂平和公園管理事務所
 - 3 受付時間 午前8時30分～午後5時
 - 4 休業日 毎週月曜日(月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日)、年末・年始(12/29～1/3)

永代使用料及び永代清掃料の支払い

- 
- 1 「納入通知書」を2枚(永代使用料及び永代清掃料のそれぞれで)郵送しますので、両方とも納入通知書裏面記載の金融機関等でお支払いください。
 - 2 納期限…納入通知書に記載(発送日より20日以内)
 - (1) 納期限までにお支払いがない場合は、申込みが無効になります。
 - (2) インターネットバンキング等のご利用できません。金融機関等の窓口にお持ちください。
 - (3) 窓口手数料はかかりません。

春日井市潮見坂平和公園使用許可証の交付

- 
- 1 永代使用料及び永代清掃料の納付確認後「春日井市潮見坂平和公園使用許可証(合葬式墓地)」(以下「合葬式墓地使用許可証」という。)を郵送します。
 - 2 お手元に届くまで、支払い後2～3週間程度お待ちください。
 - 3 合葬式墓地使用許可証は納骨の手続きに必要となります。大切に保管してください。

納骨手続き

- 1 合葬式墓地使用許可証と火葬許可証又は改葬許可証、遺骨を持参して納骨の手続きをします。
- 2 生前申請以外の方は、申請した年度内に納骨の手続きが必要です。

■合葬式墓地の募集内容

| 方式 | 区分 | 資格 |
|--------|------------------------------------|---|
| 共同埋蔵施設 | 生前申請を希望する方 ^{※1} 【生前申請】 | ○申込時に春日井市に住民登録があること ○申込時に満65歳以上であること ○自身の死亡時に合葬式墓地への納骨を希望する方 |
| | | ○遺骨を所持していること（改葬可） ○祭しを主宰する者であること |
| 個別埋蔵施設 | 遺骨を持っている方 ^{※2} 【遺骨所持】 | ○申込時に春日井市に住民登録があること（又は納骨対象者が死亡時に春日井市に住民登録があった方であること） ○遺骨を所持していること（改葬可） ○祭しを主宰する者であること |

※1 生前申請は、申請者自身の申込みについてしかすることができません。

※2 遺骨を持っている方は、申請した年度内に納骨できる方が申込みできます。

■合葬式墓地の方式、永代使用料及び永代清掃料

| 方式 | 遺骨 | 料金 | 内訳 | |
|--------|------|--------------|-----------|----------|
| | | | 永代使用料 | 永代清掃料 |
| 共同埋蔵施設 | 遺骨所持 | 市内 55,000 円 | 35,200 円 | 19,800 円 |
| | 生前申請 | 市内 55,000 円 | 35,200 円 | 19,800 円 |
| | 遺骨所持 | 市外 72,600 円 | 52,800 円 | 19,800 円 |
| 個別埋蔵施設 | 遺骨所持 | 市内 125,400 円 | 105,600 円 | 19,800 円 |

- (1) 申込時に春日井市に住民登録があり、在住している方の場合は、市内区分となります。また、この条件に該当しない場合でも、納骨対象者が死亡時に春日井市に住民登録があった方の場合は、市内区分とします。
- (2) 改葬等で遺骨の区別ができない場合は、既定の容器に入る限り1体としてみなすことができるものとします。また、この場合で申請者が春日井市以外に在住の方の時は、納骨対象者が1人でも死亡時に春日井市に住民登録があった方の場合は、市内区分とします。
- (3) 使用料等の納付については、永代使用料と永代清掃料の「納入通知書」がそれぞれ郵送されますので、2枚とも納入通知書裏面記載の金融機関等でお支払いいただきます。

■受付期間

令和8年4月23日（木）～ 令和9年3月31日（水）
午前8時30分から午後5時まで

■受付方法

必要書類を確認のうえ、「令和8年度潮見坂平和公園使用許可申請書（合葬式墓地）」を潮見坂平和公園管理事務所へ提出してください。郵送による場合は、受付期間内必着となります。

(1) 提出先

〒486-0812

春日井市大泉寺町字大池下292番地

潮見坂平和公園管理事務所

(2) 休業日

毎週月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）

年末・年始（12月29日～1月3日）



■必要書類

1 「遺骨所持」の方

(1) 申請可能施設

| 方式 | 料金 | 内訳 | |
|--------|--------------|-----------|----------|
| | | 永代使用料 | 永代清掃料 |
| 共同埋蔵施設 | 市内 55,000 円 | 35,200 円 | 19,800 円 |
| | 市外 72,600 円 | 52,800 円 | |
| 個別埋蔵施設 | 市内 125,400 円 | 105,600 円 | 19,800 円 |

(2) 必要書類

- ① 令和8年度潮見坂平和公園使用許可申請書（合葬式墓地）
- ② 申請者の住民票（本籍記載、3か月以内に発行のもの、コピー可）
- ③ 火葬許可証等遺骨の存在が確認できる書類の写し
※他墓所又は納骨堂に遺骨がある場合は、改葬許可証、埋蔵（収蔵）証明書、納骨証明書又は使用許可証等の裏書など納骨されていることが証明できる書類。
- ④ 【春日井市以外に在住の方で、申込区分「市内」を希望する場合】
火葬許可証等納骨対象者の死亡時の住所を確認できる書類（③でわかるときは別に用意する必要なし、コピー可）

2 「生前申請」の方

(1) 申請可能施設

| 方式 | 料金 | 内訳 | |
|--------|----------|----------|----------|
| | | 永代使用料 | 永代清掃料 |
| 共同埋蔵施設 | 55,000 円 | 35,200 円 | 19,800 円 |

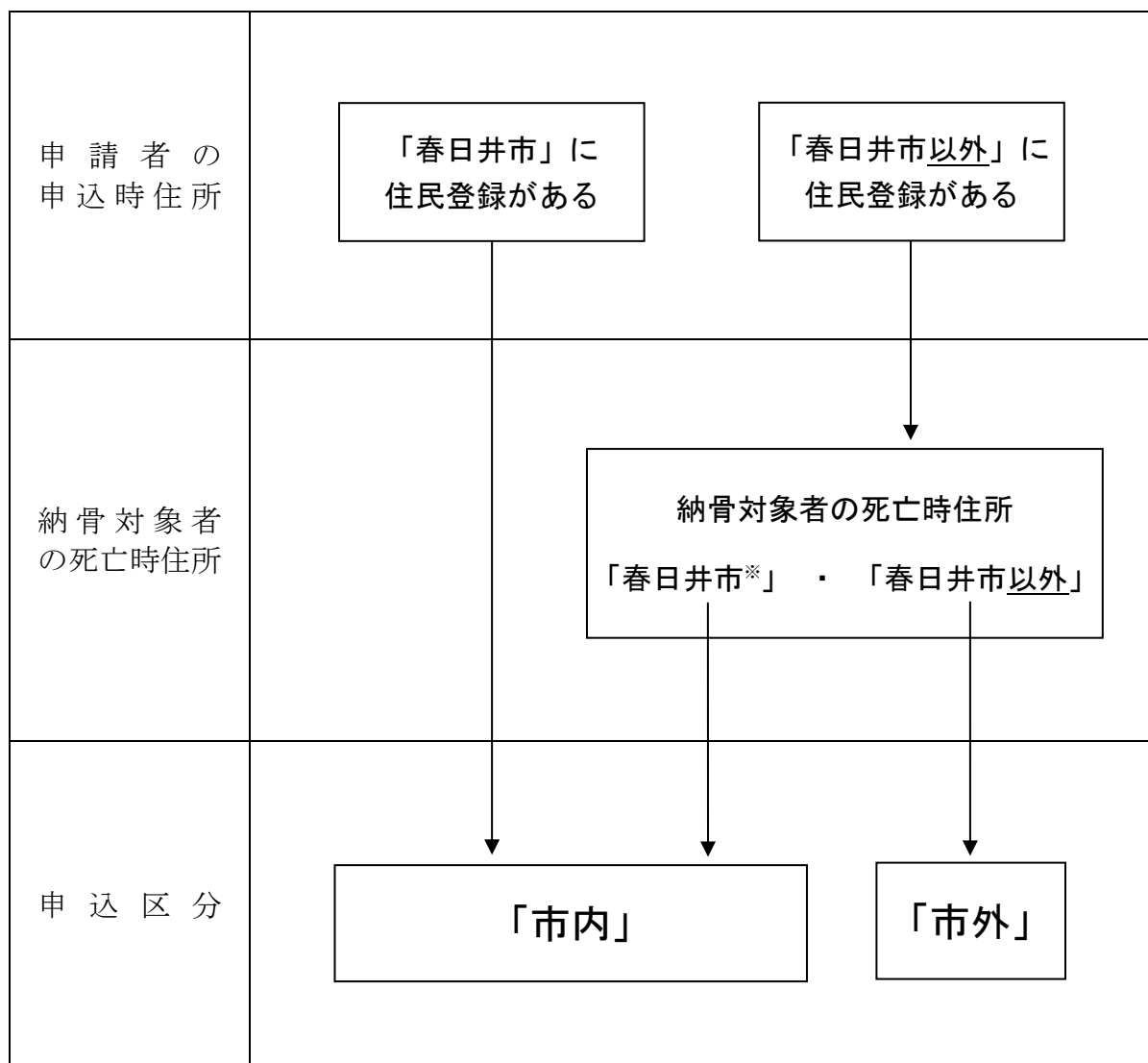
※生前申請は、申込時に春日井市に住民登録がある満65歳以上の方が、自身の死亡時に合葬式墓地への納骨を希望する場合に、共同埋蔵施設に限り申込みできます。

(2) 必要書類

- ① 令和8年度潮見坂平和公園使用許可申請書（合葬式墓地）
- ② 申請者の住民票（本籍記載、3か月以内に発行のもの、コピー可）

■ 申込区分について

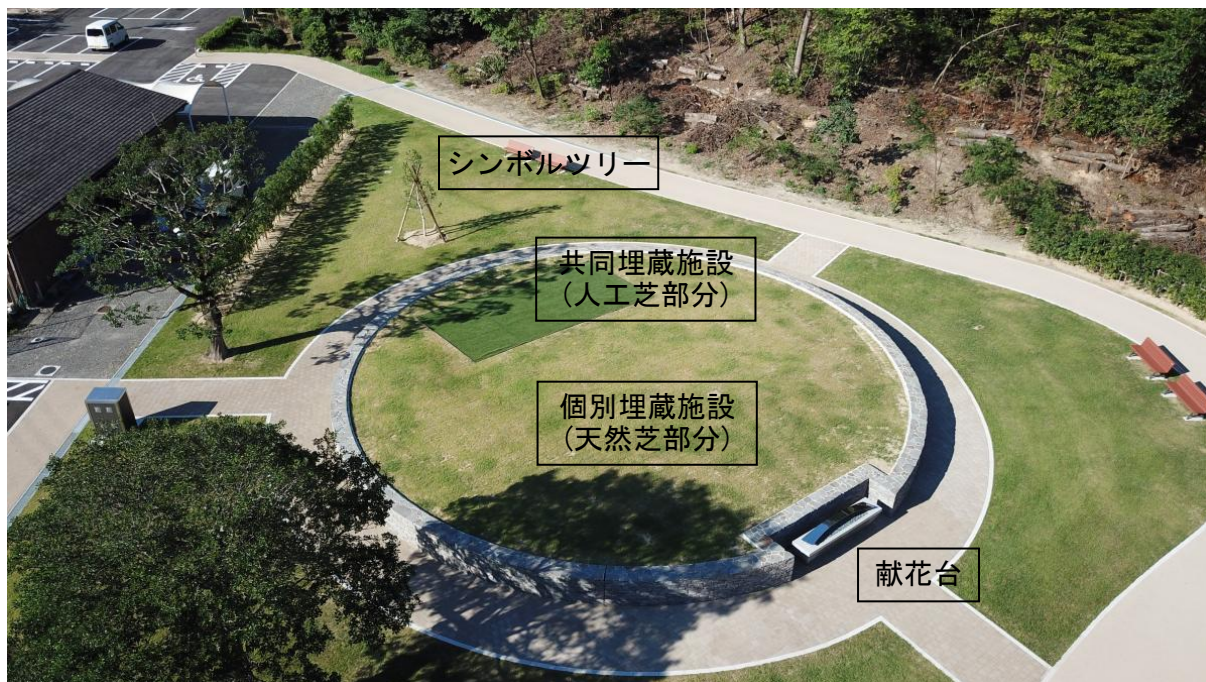
申込時に春日井市に住民登録があり、在住している方の場合は、市内区分となります。また、この条件に該当しない場合でも、納骨対象者が死亡時に春日井市に住民登録があった方の場合は、市内区分とします（死亡時の住所を確認できる書類が必要となります。）。



※火葬許可証、改葬許可証、死亡時の住民票又は戸籍の附票等により、死亡時の住所が春日井市であったことが証明できること。なお、もともと春日井市内在住だったが、病院の転院等で春日井市以外に在住となった後で死亡した場合などやむをえない事情がある場合は、ご相談ください。

※改葬等で遺骨の区別ができないため、複数体を1体としてみなす場合は、1人でも死亡時に春日井市に住民登録があった場合は、市内区分とします。

■ 埋蔵方法



(1) 共同埋蔵施設

人工芝の下に大きな穴（カロート：遺骨を納める場所）が造成してあり、他の方の遺骨と一緒に納骨する方法です。カロート底面に骨袋を敷き詰めた後に土を敷き、骨袋が上下に接しないようにするとともに土に還るようにします。



(2) 個別埋蔵施設

墓地敷地内に、骨袋に移し替えた遺骨を1袋ずつ納骨する方法です。天然芝に一定間隔で穴を掘り、納骨していきます。



■納骨手続きについて

- (1) 合葬式墓地には、火葬された焼骨以外を納骨することはできません。土葬のお墓から改葬する場合は、あらかじめ火葬場にて火葬していただく必要があります。
- (2) 合葬式墓地使用許可証と火葬許可証又は改葬許可証、遺骨の入った容器をお持ちいただいて、潮見坂平和公園管理事務所で納骨手続きをしてください。
- (3) 納骨にあたっては、幅及び奥行 22cm 以内、高さ 26cm 以内で材質が陶磁器等一時的に保管できる容器に遺骨を入れてお持ちください（骨壺は潮見坂平和公園管理事務所でも販売しています。）。
- (4) お持ちいただく容器の中には遺骨以外のもの（遺品、記念品又は副葬品等）を入れないでください。遺骨以外のものが入っていた場合は、市で処分します。
- (5) 遺骨を入れてお持ちいただいた容器等は、市で処分します。
- (6) 納骨は、後日お預かりした遺骨を骨袋に移し替えて行います。納骨に申請者又は御親族等が立ち会うことはできません。
- (7) 埋蔵場所は、市が決定します。場所の指定や変更はできません。
- (8) 納骨した遺骨は返却できません。

■墓参について

- (1) 施設正面に設けられた献花台から、墓参してください。
- (2) 線香等の火気の使用はできません。
- (3) 献花台には供花以外のお供え物や塔婆を置くことはできません。
- (4) 供花は、墓参後のお持ち帰りにご協力いただくようお願いいたします。献花台に残された供花は、市で処分します。
- (5) 多数の遺骨が納骨される施設ですので、他の使用者に迷惑をかけないよう、譲り合って墓参してください。
- (6) お盆（8月13日～15日）・お彼岸（春分の日・秋分の日）の10時～14時頃は、墓参する方の自動車で大変混雑し、渋滞します。日時をずらして墓参いただく等の混雑緩和にご協力いただきますようお願いいたします。



■よくある質問

○合葬式墓地とは

・合葬式墓地とはどういうものですか？

合葬式墓地は、1つのお墓に複数の遺骨を合同で埋蔵する形式の墓地です。市が遺骨を預かり、永代にわたって管理します。市が運営しますので、供養等の宗教儀式は行いません。

・樹木葬ですか？

樹木葬としての呼称はしていません。ただ、緑に囲まれた立地であり、シンボルツリーもありますので、樹木葬の要素もあると思います。

・永代供養ですか？

供養という宗教儀式を市が行うことはありませんので、永代供養ではありません。永代にわたって遺骨を預かる永代管理の施設です。

・納骨した場所に石碑等を置きますか？

納骨場所に墓碑等は置きません。現在の形が完成形です。

・納骨者の記名板はありますか？

納骨された方の氏名等を記載・刻字する記名板はありません。

管理事務所に問い合わせいただいた場合は、納骨されているか回答します。ただし、申請者（納骨者）から第三者の照会に対して回答してほしくないとし出している方は除きます。

・見学はできますか？

自由に見学することができます。

○申込

・抽選ですか？

抽選ではありません。申込みいただいたすべての方がご利用いただけます。

・合葬式墓地の募集は、今回で終わりですか？

現在の合葬式墓地は、合計 10,000 体（個別埋蔵施設 1,000 体、共同埋蔵施設 9,000 体）納骨できるよう設計されていますので、今後も引き続き募集をする予定です。また、現在の合葬式墓地が募集し終わった場合は、同規模の施設を設置できる用地を確保しています。

・どのような宗教、宗派の人でも申込みできますか？

申込資格を満たす方であればどなたでも申込みできます。

・生きているうちに申請することはできますか？

春日井市に住民登録がある満 65 歳以上の方は、自分のために申請することができます（「生前申請」といいます。）。自分の死後、市に自分の遺骨が提出されたときに、合葬式墓地に納骨することを委託する、という死後事務委託の形式をとっていますので、個人単位での申請になります。夫婦又は家族で申し込みたい場合でも、それぞれの方で申請をしてください。

・生前申請をした場合、自分が死んだときにお骨を回収してもらえますか？

市がお骨を直接回収することはありません。親族等に潮見坂平和公園合葬式墓地に納骨する権利があることを伝え、自分が死んだ後で納骨をしてもらえるようよく話し合いをしておいてください。

・今あるお墓からお骨を移したい（改葬したい）です。今のお墓には複数のお骨が入っていますが、料金はどうなりますか？

基本的には 1 体当たりで料金を設定していますが、例外として改葬等で遺骨の区別ができない場合は、既定の容器に入る限り、1 体として扱います。骨壺 1 つで提出する場合は 1 体分の料金、入りきらずに 2 つで提出する場合は 2 体分の料金（2 体分の申請が必要）となります。

既定の容器の大きさは、幅及び奥行き 22cm 以内、高さ 26cm 以内のもので、おおむね 7 寸壺のサイズとなりますので、あらかじめ遺骨の量を確認しておいてください。

・個別埋蔵施設と共同埋蔵施設を同時に申込みできますか？

同一の遺骨について複数の方が申込みすることはできません。そのようなことが判明した場合は全ての申込みが無効となります。また、同一の遺骨（生前申請を含む）について2以上の重複申請があった場合も同様です。

○納骨

・骨壺ごと納骨しますか？

骨壺から出して、骨袋に入れて納骨します。

・一度納骨したお骨は取り出せますか？

一度納骨したお骨を取り出すことはできません。

・納骨された場所をおしえてもらえますか？

納骨日とおおむねの納骨位置を納骨後にお知らせします。

・許可された後、いつまでに納骨しないといけませんか？

遺骨があるとして申請した方については、申請した年度内に納骨手続きをしてください（改葬等で準備に時間がかかる場合はご相談ください）。

まだ納骨したくないが権利だけ先に欲しいという方は、今後も募集は継続していくため、申込みの時期によって募集がなくなるなど不利になることはありませんので、納骨を決めてから申込みしてください。

生前申請の方は、申請者が亡くなった後で遺骨をお持ちください。親族等に潮見坂平和公園合葬式墓地に納骨する権利があることを伝え、自分の死亡時に納骨の手続きをしてもらえようよく話し合いをしておいてください。

・夫婦一緒に入れますか？

大きなお墓の中に一緒に入るという意味では一緒ですが、納骨する時期がずれると合葬式墓地の中での納骨場所は変わってしまいます。

どうしても合葬式墓地の中でも同じ場所にしてほしいということであれば、2人とも亡くなった後で、2つの容器で同時に提出された場合は、それぞれで骨袋に入れて、隣り合うよう配置を配慮します。また、1つの容器に区別ができない状態で提出された場合は、1つの骨袋に入れて納骨します。

- ・先に配偶者を納骨した後で、自分が死んで納骨するときには、先に配偶者を納骨した場所に納骨することはできますか？

順番に納骨していきますので、後から先に納骨した方の場所に納骨することはできません。

○墓参

- ・供養はしてもらえますか？

供養という宗教儀式を市が行うことはありません。
供養は、それぞれの方で行ってください。

- ・納骨時や1周忌等の節目の時にお寺に法要を依頼してもいいですか？

納骨時に立ち会いをすることはできません（日付の指定もできません）。
納骨後や節目の時期に供養や宗教的儀式を行う場合は、使用者の責任で行ってください。

- ・近くでお参りしたいので上ってもいいですか？

合葬式墓地の上には登らないでください。

- ・焼香やお花はどのようにすればいいですか？

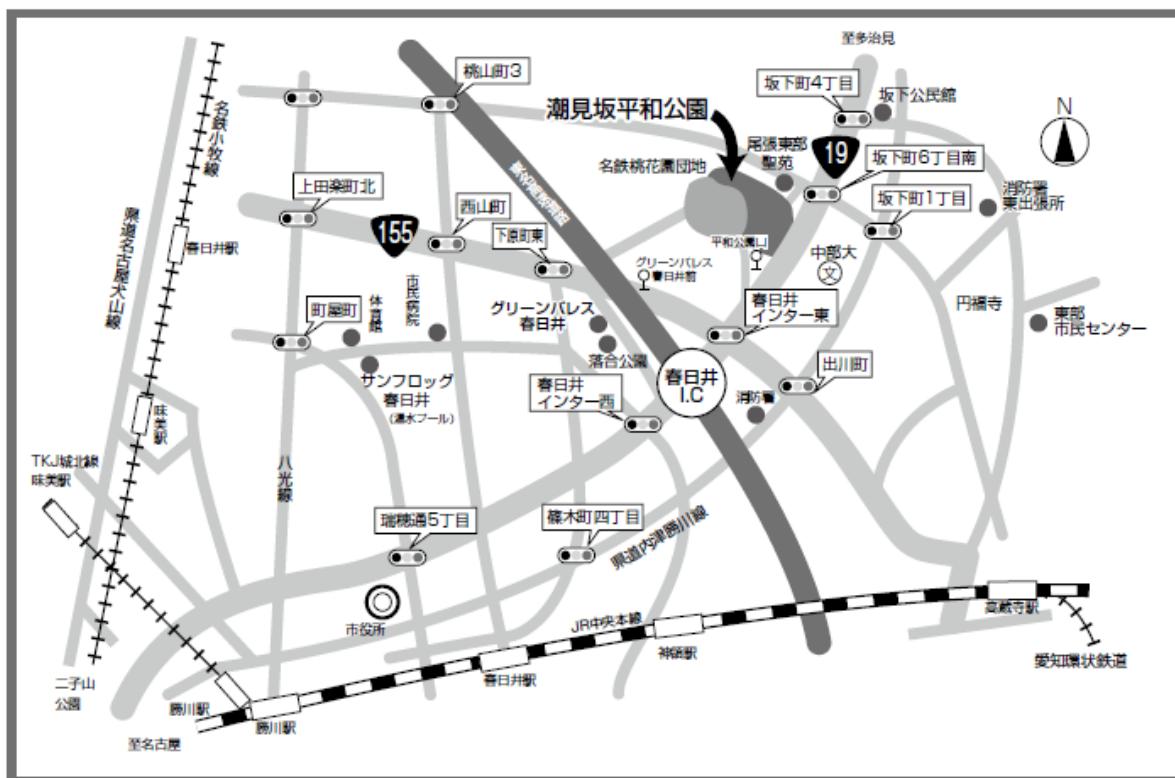
線香等の火気の使用はできません。
花は、施設正面に設けられた献花台に置くことができます。
献花台には供花以外のお供え物や塔婆を置くことはできません。供花は、墓参後のお持ち帰りにご協力ください（献花台に残された供花は、市で処分します。）。

○その他

- ・すでにお墓を持っています。合葬式墓地に申込みするにあたって、お墓はどうすればよいですか？

お骨をすべて合葬式墓地に移動（改葬）して既存のお墓が不要となった場合は、墓碑等を撤去して墓じまいする必要があります。潮見坂平和公園の場合は、原状回復して墓所返還届を提出することになりますので、管理事務所までお問い合わせください。潮見坂平和公園以外の墓地については、当該墓地の管理者にお問い合わせください。

■ 交通案内



□ 自動車の場合

東名高速道路「春日井インター」出口より、国道19号多治見方面へ約1,100m、左側道へ

□ 公共交通機関（かすがいシティバス）の場合

JR高蔵寺駅(南口)より、**1** 東北部線春日井市役所行き「平和公園口」下車、北へ約700m

■ 問い合わせ先

潮見坂平和公園管理事務所（潮見坂平和公園内）

住 所：〒486-0812 春日井市大泉寺町字大池下 292 番地

電 話：(0568)84-4444 FAX：(0568)85-3451

休業日：毎週月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）
年末・年始（12/29～1/3）

業務時間：午前8時30分～午後5時15分（受付は午後5時まで）

Web：<https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/machi/park/shiomizaka/index.html>